



梅ヶ枝
わだち
WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第17号
2008年夏号

-
- ▶ 1年間の貴重な体験を終えて 山田 庸男 2
 - ▶ 企業活動における刑事リスクについて(1) 中村 和洋 4
 - ▶ 企業の社会的責任(CSR)が問われる時代を迎えて 河合 順子 6
 - ▶ お酒の話 その八 西條合資会社 7
 - ▶ 知財コーナー 中世古裕之 8
 - ▶ 労働契約法、改正パート法が施行 増田 広充 10
 - ▶ 中国労働契約法について 三好 吉安 12
 - ▶ 1年間みっちり修行します 佐藤 朋子 13
 - ▶ 近時の注目判例 松尾 友寛 15
-

1年間の貴重な体験を終えて

弁護士 山田庸男



至誠を尽くせば動かざるものなし

本年3月末で、大阪弁護士会会长と日本弁護士連合会副会長の任務を終え、元気に事務所に復帰しました。振り返ると、あつという間の1年間でした。今では遠い遠い昔のことのようですが、私の頭の中では忘却の彼方の出来事であったかのよう思われます。それほど、世の中のスピードが速くなつたと言ふことでしょうか。

就任する前は、少しでも弁護士会に尽くしたい、社会のために汗を流したいという一心で、いわば「公の精神」で一杯でしたが、こうして終えてみると、むしろ「私の財産」として多くの人脈を得て得難い人生経験をしたように思われます。

日弁連は現在2万5000人の弁護士から構成されており、13名の副会長は全国から選出されています。私は、毎週3、4日は上京しており、いくつかの委員会を担当していましたが、大阪とは異なり、面食らつたのは国会で審議される法案について、日弁連として各政党への陳情や議員へのロビー活動を担当したことです。特に法務委員会にかかる法案については、政府筋や政党からも日弁連の意見が注目され、影響力が大きいのです。

私が印象に残っているのは少年法の改正問題に関わったときのことです。平成19年度の通常国会では、政府は、少年事件の凶悪化、悪質化、低年齢化を口実に、さらに少年送致の下限年齢を撤廃したり、触法少年やぐ犯少年への警察の調査権を法定化するなど2年越しの改正を目指していました。しかし、市民団

体や全国の弁護士会が反対する中で、私も多くの弁護士と共に法務委員会を傍聴したり、院内集会を開催して問題点を指摘したりして運動を盛り上げました。そして遂に、極めて異例ですが、与党自ら法案を修正せざるを得ないというところに追い込んで日弁連の方針を修正案に盛り込み、一定の成果をあげることができました。

私も、自分の生活体験からも法案は断固修正すべきとの信念を抱いており、自民党的朝食会で「不規則発言」と知りつつ、この機会を逃してなるものかと、即興で「打ち首觉悟で」と少年法改正案の政府案の問題点を訴えたことがつい先日のように思い出されます。

日弁連の平山正剛会長は、「正」と「剛」の人でしたが、「至誠を尽くせば動かざるものなし」と言うのが口癖でした。正にそのことを実感した一幕がありました。

格差社会の中での 弁護士の役割

昨年秋、テレビ番組報道ステーションで、「急増する国民保険料未納者」という特集報道をたまたま見る機会がありました。福岡のある零細な60歳代の内装業者ですが、年収が100万円しかなく、保険料の未払いが続いているので、国民保険を利用できず、体調を崩したので自費で点滴治療を受けて1万4000円を払っていました。しかし、これ以上は体調が悪化しても自費では治療を受けられないと市役所に相談したところ、年収100万円にもかかわらず、滞納分を含め約50万円を払わないと保険証を交付できないと冷たくあしらわれていました。今も市役所から出るの男性の後ろ姿が脳裏に焼き付いています。

今、急激な規制改革が進み、「格差社会」の格差が一層拡大し、固定化しつつあります。年収200万円以下の所得階層が1000万人を超えて、他方年収1000万円以上の所得階層も増えています。社会の活性化のために競争原理が導入されることは必要としても、公正透明な競争であるべきで、機会が平等



大阪弁護士会



に保障されること、仮に競争に敗れたとしてもセーフティネットが充実し再挑戦の機会があることが必要だと思います。

しかし、後期高齢者医療問題に端的に示されるように、今の政府は弱者の切り捨て政策を採っているようしか見えません。年金・医療・福祉・教育などが縮小、もしくは崩壊して社会的弱者や経済的弱者に対するセーフティネットが機能しなくなりります。所得格差が固定化し、努力しても無駄であると絶望感に陥り、敗北感にとらわれて希望をなくした人達が増大し、閉塞感が漂つて社会そのものが活性化しなくなるのではないかと心配します。

努力すれば報われるという当たり前の社会になるために、弱者に寄り添い、弱者の目線で権利を擁護し、公正で透明感のある社会を作り出すための司法や弁護士の役割は大きいと思います。私は、会長在任中は格差社会の中でのセーフティネットとしての司法の役割をいつも考えながら行動してきました。

現役に復帰して

4月から現役に戻りましたが、引き続き日本司法支援センター（法テラス）の本部長代行などの委員会活動があり、相変わらず上京の機会が多く、あまり自分の席が温まりません。事務所は、私が約2年間留守をしている間にすっかり雰囲気も変わり、組織体としての活性化が進んでいます。とても嬉しい限りで、間違いなく事務所は次世代でも存在感のある信頼される事務所に変わる実感をしています。私の役割は、時代の趨勢を見極めて、次世代の弁護士のチャレンジを後押しすることにあると痛感しています。

法曹人口が急増し、競争原理が導入される中で、より良質な法的サービスを提供するべく所員一同研鑽に励む所存です。今後は弁護士として、この1年間に得た多くの経験を生かして、引き続き弁護士実務に取組みながら、司法改革の更なる前進のために、微力を尽くしたいと思っています。引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



1年間の貴重な体験を終えて

企業活動における

刑事リスクについて

弁護士 中村和洋



第1回

1 はじめに

食品の偽装表示の問題を始めとして、近時は、企業不祥事に対する世間一般の見方は非常に厳しくなりました。

会社の上層部が関与している場合だけなく、従業員個人の場合であっても、それが企業倫理に違反するものであつたり、ましてや、刑罰法令に触れる行為であるときには、その対応を誤ると企業の存続まで危うくしかねません。

脱税や贈収賄のように故意に法律に違反することがあつてはならないことはもちろんですが、以前であれば慣習的に行われていた官僚に対する接待行為も、場合によつては贈賄罪に問われる可能性があります。

また、カルテルや談合行為については、担当従業員がそれを行つてゐるのに、トップがその認識を欠いている場合もあります。

番重要です。しかし、上記のとおり、経営者や従業員の不注意や法律知識の欠如などにより刑事リスクが発生してしまうことまでは、完全には避けられません。

筆者は検事任官中、企業にかかる様々な犯罪に直面してきました。そのような経験を踏まえ、今回から「轍」誌上にて数回にわたり、「企業活動における刑事リスクについて」と題して、刑事リスクが発生してしまった場合の適切な対処方法について解説いたします。

2 リスク発生時における 対応方法(総論)

(1) 強制捜査等への対応

近時、インサイダー取引について、NHKや野村証券の職員が摘発された事件が注目を集めていますが、インサイダー取引は地位を悪用して不正に金儲けをした場合に限らず、秘密を知る立場の者の法律知識が不十分であるがゆえに、うっかりと違反してしまうこともあります。

さらに、社内の監視体制が不十分なために多額の横領が発生する場合、粉飾決算等により金融商品取引法に違反する場合、取締役がリスクの著しく高い取引をしたことで特別責任に問われる場合など、企業関係者が何らかの刑罰法令に違反する行為をする場合は、多種多様なものがあり、決して他人事ではありません。

この論稿では、上記のような場面において生ずるリスクを、便宜上「刑事リスク」と名付けることにします。この「刑事リスク」については、企業内部における普段からの「コンプライアンスの確立」によって予防策を講ずることが一

はならないことが、証拠を隠す行為です。検査等に入る際には、当局は、すでに何らかの情報をつかんでいます。内部からの情報提供ということもあり得ますし、仮に不利な証拠を一部どこかに隠したり、廃棄したりしても、完全に事実を隠し通すことはできませんから、このようない証拠隠滅工作は、必ず後で判明します。

そうなった場合、検査等に非協力で証拠隠滅のおそれがあるということで、関係者の多くが逮捕、勾留され、さらに起訴されるなどの厳しい処分がなされるという最悪の事態に陥る可能性もあります。

ですから、証拠隠滅を疑われないということはもちろんですが、検査等開始後も、関係する資料を社内でまとめたり、情報を整理したものをお積極的に当局に提供することによって、むしろ企業側のペースで検査等をリードしなければなりません。その上で、できる限り企業側に有利な方向で、解決を図ることが大切です。

(2) 社内での調査

刑事リスクが発生した場合、事実の全貌とその発生原因を、早期に社内で調査しなければなりません。そうしないと、適切な対処ができないからです。

そのため、まず、当該リスクに対応する社内調査グループを速やかに立ち上げなければなりません。上場企業の場合ですと、証券市場への上場を維持し、企業の社会的信用の低下を可能な限り防ぐために、社外の弁護士、公認会計士、学者などを中心として社外調査委員会がもうけられる場合があります。ただし、そのような社外調査は時間がかかるのが通常ですので、まずは、社内での調査が行われなければなりません。

この場合、関係する資料の確認のほか、関係者からの聞き取りが必要となります。注意しなければならないのは、当局から企業が口止めや口裏合わせをしていると疑われないようになります。また、聞き取りを行う担当者は、当局に対し事前にきちんと説明しておく必要があるります。

該刑事リスクの事象に関与している部署とは関係のない部署にいる者でなければなりませんし、調査権限を実効的にするためにには、幹部かそれに準じる立場の者でなければなりません。さらに聞き取りの内容も、責任追及的なものではなく、客観的な事実を確認することを最優先にしなければなりません。というのも、あまり追及的になると、当事者が保身を図るために嘘をつく可能性があるからです。

(3) マスコミ対応

最近の例を見ればわかるように、企業不祥事に対するマスコミ・世論のバッシングは、激しいものがあります。報道等によって企業に関する評判が悪くなつて、信用やブランド価値が低下し、企業が被る損失のことをレピュテーションリスクといいます。このレピュテーションリスクは刑事リスクの中でも、大きな位置を占めます。

マスコミ対応のワースト3を挙げるなら、①情報隠し、②不十分な調査のまでの発表、③記者会見での不適切な発言です。

①の情報隠しですが、マスコミは、情報を隠そうとすればするほど、どんどん調べようとして、企業側の発表が不十分ですと、周辺取材で集めた情報をもとに報道します。その場合、実際の事実とは異なる内容の報道がなされるおそれがあります。現代の高度情報化社会の下では、いつたん検査等が行われ刑

事リスクが発生した以上は、それを気づかれないようにすることは不可能です。むしろ、まだ世間が知らない事実を企業の方から積極的に発表することによって、報道される内容をある程度はコントロールすることができます。情

報開示に積極的な企業であるという印象を持たれることにより、報道は企業の発表の後追い的なものになり、当初の報道は厳しいものであったとしても、そのうち好意的で冷静な報道になる事例が多いようです。

②の不十分な調査のままの発表ですが、これは、いつたん発表したことを見直すことを繰り返すということになり、レピュテーションリスクをむしろ高めてしまいます。しかし、記者会見をしていながら、「まだ調査中です」という答えを繰り返しているようでは、結局、①の情報隠しと同じような印象を与えます。この点からも、社内調査を迅速に行って事実とその原因を確かめることが重要です。

③の記者会見での不適切な発言ですが、過去の企業不祥事の会見では、執拗な取材にトップが腹を立ててしまい、「私だって寝ていないんだ」と発言したり、あるいは別の企業の会見では、開き直つて、「まあ、スピード違反みたいなものですよ」と発言したことなどで、それぞれの会社が大きな批判を浴びたことがあります。実際、マスコミ各社の中には、企業側にどうしては、失礼で非常識と思われるような質問をしてくる場合もあります。しかし、そこで腹を立てたり、開き直ることは何の得にもなりません。少なくとも、刑事リスク発生後には、その重大性等についてトップ以下企業の構成員全体が正しい意識を持つことが大切です。

(4) 刑事リスク発生の際の注意点

(総論のまとめ)

以上のとおり、刑事リスク発生の際には、やらなければならないこと、注意しなければいけないことがたくさんあります。

万が一の刑事リスク発生の際には、早期の段階で弁護士に相談いただければ、適切な対処方法を具体的に助言し、また、当局とも折衝することができます。もちろん、刑事リスクを予防するための方策についてのご相談についても、積極的に対応いたしておりますので、気軽にご連絡ください。

なお、次回以降は、刑事リスクについて、談合・カルテルやインサイダー取引などの企業犯罪の対応、従業員・幹部が私的に犯罪を行った場合の対応など、具体的な事案ごとの解説を行なう予定です。

◆ 犯罪捜査 取り調べ全過程の録画を

面のみを録音・録画するなど、一部の可視化を導入した。警察も同じ内容で取扱いを始める。しかし、導入され取扱いは一番最初に自己するまでの間に行われるものであり、肝心の部分が不明では意味がない。権力で抑えつけ、大声で怒鳴つても、人は簡単に自白しない。しかし、そこまで腹を立てる場合は、必ず今までのようになり自分で得た自信は本当のものではない。

捜査官が抱く違和感だろう。私は検事時代、ある談合事件に10年間、検事として刑事案件の現場に携わった経験から、捜査の近代化のため、密室での生い立ちや家庭、趣味、人生の話を聞くことが多い。しかし、なぜか、それは思わない。歐米の文化では、自分自身を守るために役立つべきではない。朝日新聞社「私の視点」係

がなくなり、捜査当局から歓迎されているという報告もある。

が自立・近年の傾向からして、2人だけの世界で本音を引き出す「調理屋」、「取り調べの職人のよう」の刑事・検事が活躍する捜査手法は確立されるべきだ。

可視化が実現すれば、警察・検察は取り調べ手法について機会をもつて話し合える。そのため、すべてを録音・録画して公開することは相いらねない。これが取り調べの本音である。

「二人だけの、ここだけの話」をしながら信頼関係を醸成するなど、すべてを録音・録画することで、結果、取り調べは合理的で科学的な捜査の場に変化する。

可視化が実現すれば、警察・検察は取り調べ手法について機会をもつて話し合える。そのため、すべてを録音・録画することで、結果、取り調べは合理的で科学的な捜査の場に変化する。

私の視点

dai-siten@asahi.com

弁護士
中村
かずひら
和洋



◆ 犯罪捜査

再審で強姦が無罪となつた富山県の水見事件や、鹿児島県で選舉違反が無罪になつた事件などが最近、警察や検察の捜査例の取り調べが問題視される事例が多い。私は弁護士になる前は、検事として刑事事件に10年間、検事として刑事事件の取り調べが問題視される事例が多い。私は検事時代、ある談合事件で毎日、拘置所に通つて被検者を取扱うべきだ。しかし、そこまで腹を立てる場合は、必ず今までのようになり自分で得た自信は本当のものではない。

私は検事時代、ある談合事件で毎日、拘置所に通つて被検者を取扱うべきだ。しかし、そこまで腹を立てる場合は、必ず今までのようになり自分で得た自信は本当のものではない。私は検事時代、ある談合事件で毎日、拘置所に通つて被検者を取扱うべきだ。しかし、そこまで腹を立てる場合は、必ず今までのようになり自分で得た自信は本当のものではない。

私は検事時代、ある談合事件で毎日、拘置所に通つて被検者を取扱うべきだ。しかし、そこまで腹を立てる場合は、必ず今までのようになり自分で得た自信は本当のものではない。

当事務所の中村和洋弁護士の寄稿が、さる6月11日付朝日新聞朝刊28面の「私の視点」に掲載されましたのでお知らせ致します。前回の轍16号の8頁に、中村弁護士が執筆しました警察、検察の捜査段階における取り調べの可視化について、そのメリットについて論じています。ご参照頂ければ幸甚です。

企業の 社会的責任 (CSR)が 問われる時代を迎えて



弁護士 河合順子

日本弁護士連合会
CSRプロジェクトチーム所属

2 背景事情

企業の社会的責任の動きは、各国ごとにさまざまです。アメリカにおいては、エンロンやワールドコムの不正決算事件等により企業の説明責任、内部統制が注目されるようになります。他方、EUでは、EUの国際社会における競争力強化や失業問題への取り組みの中で企業の社会的責任が注目されるようになります。

ていただければと思います。

また、インターネット上では、CSRに関する報告書をホームページ上で公表している企業が多くなっています。

CSRに取り組む企業とは、CSR報告書を作成しているだけではなく、企業活動自体が報告書の内容に沿うものでなければなりません。企業が時間とコストをかけ、いかに良い報告書を作成したとしても、その活動実態が報告書に反するものであればかえって信用を落としてしまいます。そこで、企業実態に応じた活動とその報告を行なうように心がけることが重要となります。

1 社会還元

(Corporate Social Responsibility)の在り方についての議論が、日本でも盛んに行われるようになりました。しかし中・日本弁護士会連合会が2008年3月、「企業の社会的責任(CSR)ガイドライン2007年度」を発表しました。今回は、企業が取り組むべき社会的責任とは何かについて考えてみたいと思います。

「CSRについて、当社は週末に近隣の空き缶拾いをしています。CSRに取り組んでいますといえますか」「CSR報告書を作成しました。これで、当社はCSR調達先として取引が可能になりますか」等の質問を受けることがあります。CSRとは何でしょうか。

企業は社会的存在といわれています。企業は社会の構成団体の一つであり、社会を離れて存在することは不可能です。そのため企業は社会の一員として、法令を遵守すべきこと

3 日弁連の提言

SR)推進にあたっての基本的考え方」を発表しました。さらには、2004年に制定された環境促進法第11条には、「その他その事業活動に係る環境配慮等の状況公表」が規定されており、社会的項目として、人権・雇用・労働・消費者などが取り上げられています。このように、企業の社会的責任の普及背景はさまざまですが、企業と社会の共存とその持続性が焦点となっている点は共通しています。

4 不可避の課題

日本弁護士会連合会が策定したCSRガイドラインは、企業の社会的責任につき、「**I**全体、**II**「**エンブライアンス・内部統制、III環境、IV雇用・労働、V人権、VI公正な事業活動、VII社会開発・地域貢献、VIII消費者**」に分類してガイドラインを示しています。これらは、企業の共通の課題として例示されているものであり、企業の業種・業態・事業規模に応じた取り組み方が必要です。企業ごとに、日本弁護士連合会のCSRガイドラインを参考に、どのようないう社会的責任の課題があるのかを検討し

CSRに取り組むべき企業は上場企業だけではありません。例えば、労働問題、とりわけ非正規雇用の問題について解決が必要な企業は非常多く存在します。また、現代社会においてはサプライチェーンが問題とされ、取引条件として、対象企業のコンプライアンス体制の確立のみならず、対象企業の傘下企業や取引先企業に対する影響力も視野において社会的責任に対する取り組みが重要視されてきています。顕著な例として、1997年にナイキが生産委託を行なう東南アジアの工場における強制労働や児童労働等の問題が発覚したこと



メール相談、出前講義引き受けます 顧問先様限定サービス

当事務所では今年4月から、顧問先の皆様を対象にEメールでの法律相談を受け付けております。ちょっとした簡単なご相談から複雑な事案まで、どのようなことでも対応させて頂きますので、下記アドレスまで、お気軽にご連絡ください。

consul@umegae.gr.jp

また、顧問先様の会社、事務所等に当事務所の弁護士が出向き、新しく制定改正された法律や、コンプライアンス等に関する出張講義も受け付けております。

会社法、金融商品の販売等に関する法律、労働者派遣法、信託法等、急速な社会の変化に伴い、法律も近時めまぐるしく制定、改正が行われています。他方で食品偽装事件や残業時間巡る労働事件、商標等の知財事件等、社会の注目を集めている事が多発しています。

新規分野への進出に備え、或いはトラブルの未然防止のため、当事務所の出前講義をぜひご活用ください。詳しくは上記アドレスへお問い合わせ下さい。

とにより、ナイキ製品の不買運動等が広がり、ナイキの株価が暴落したという事件がありました。また、2006年には、熱帯雨林の破壊が問題となった「Boycott The Amazonキャンペーン」(企業による環境破壊を無視した食品原料の収奪に対する批判が、世界を席巻した事件)が有名です。

このように、企業においては自社原材料の調達先が起こした非違行為にまで、責任の追及がなされる時代となっており、すべての企業において、その取引活動の上で企業の社会的責任を果たしていることが必要不可欠であるといえます。いまや、上場企業のみが取り組むべき足りる課題ではなく、全ての企業が取り組むべき問題となっています。

5 有力な武器

企業がその社会的責任を果たすことにより、企業がCSR調達の対象とされることにより経済的活動が活発になり、またマルチ・ステークホルダーの一員である従業員に対してその職務を果たすことは企業の発展を促し、さらには、企業価値を高め、持続可能な発展を支えるものとなります。これによって、企業はよりよい経済活動が可能となり、本来の事業活動が遂行できる環境を整えることができます。企業において社会的責任を果たすことは、経済社会において企業が勝ち残る武器をえることになります。

今回、総論と私見を紹介しました。各論については次回以降に連載します。これからますます議論が活発になる企業の社会的責任について、今後も皆様と考えていきたいと思いますので宜しくお願いします。

西條合資会社

大阪府河内長野市長野町12-1
TEL 0721-55-1101
FAX 0721-56-1101
<http://www.amanosake.com/>

お酒のはなし

純米酒と本醸造酒の違いとは?

皆さん、純米酒と本醸造酒の造りの違いをすぐに答えられますか? 今回はちょっと勉強しましょう。

1. 純米酒・特別純米酒とは…。

原材料が米・米麹・水だけで作られたお酒のことなんです。純米酒は日本古来のお酒で、製造過程における麹米比率が15%以上で米も三等級米以上の米を使わないといけません。以前は精米歩合が70%以下でないとダメでしたが酒質規定が変わり、今は精米歩合が関係なくなりました。つまり飯米レベルの精米歩合でも麹の比率をあげて仕込めば純米酒を名乗れるということです。賛否両論がありますが、米だけの酒などという表記で純米酒と勘違いさせられることがないように注意してください。

2. 本醸造酒とは…。

原材料が米・米麹・水・醸造アルコールで造られるお酒のことです。

原料米1トンあたり100%換算で醸造アルコールが120リットル以下の添加が認められています。精米歩合は70%以下になつておらず、特別本醸造では吟醸酒と同じ60%以下と低くなっています。すっきりした味わいのお酒になる傾向があります。

昨今、よくお客様から「純米酒以外は日本酒ではない。醸造アルコールは体によくないから」という意見を耳にします。醸造アルコールは穀物由来の蒸留されたアルコールです。化学薬品ではありません。造り手からの意見としてはこの間違った認識をなんとかしてほしいものです。本醸造系のお酒はすっきりとして飲み飽きしないものが多いです。鑑評会での金賞受賞酒はほとんどが醸造アルコールを添加したものという事実をご存知でしょうか? 純米酒しか飲まない方は焼酎は飲まないのでしょうか? 焼酎は穀物由来の蒸留酒です。醸造アルコールとの違いは???昔から造られてきた本醸造酒も是非ご愛飲ください!



商標の類否判断

弁護士・弁理士
中世古裕之

「王将事件（知財高裁平成19年7月19日判決）」

今回は、商標の類否判断が問題となつた事例である「餃子の王将」事件（知財高裁平成19年7月19日判決）を取り上げたいと思います。我々（特に関西人）にとってなじみ深いお店だけに話題になつた事件です。

事案の概要

(1) 本件は、多少事実関係が難いのでよく確認して下さい。後述するA事件の原告で同B事件の被告でもある㈱王将フードサービス（いわゆる「京都王将」。以下、単に「原告」といいます）が、以下に述べる後記A商標及び後記B商標を有していたところ、A事件の被告でB事件の原告でもあるイートアンド㈱（いわゆる「大阪王将」。以下、単に「被告」といいます）が、無効審判を特許庁に提起しました。

その審判においては、A商標について登録無効の審決が、B商標については請求不成立（つまり商標登録は無効でない）との審決がそれぞれ出されました。



そこで、A商標に関する登録無効審決に対し、原告がこれを不服として審決の取消を求めて提訴したのがA事件です。

他方、B商標に関する請求不成立審決に対し、被告がこれを不服として審決の取消を求めて提訴したのがB事件です。

ここで問題となつたのはA商標及びB商標、並びに特許庁の審判で被告の無効主張の基礎となつた下記引用商標1ないし3（いずれも被告保有商標）です。

本判決の判断

(1) A商標について

まず、A商標と引用各商標とが外観、称呼及び觀念において類似しているか否かの点について本判決は以下のように判断しています。

① A商標と引用各商標とは、「餃子の王将」（A商標）という表示と「王将」（引用各商標）という表示である点で、表示内容が異なり外観においては区別しうる。

② A商標の強調する「王将」部分から「オウショウ」の称呼が生じることも否定できないが、「ギョ

ウザノオウショウ」との称呼も同程度に生じるのに対し、引用各商標は「オウショウ」との称呼しか生じない。

A商標及び引用各商標とも将棋の王将の觀念が生じうる。

以上から、本判決は、A商標と引用各商標とは、外観においては区別しうるが、称呼については場合によりこれを同じくし、觀念は同一ということになると判断しました。

そこで、次に、指定商品を中心とした取引の実情に照らして、商品の出所に誤認混同をきたす恐れがあるか否かの觀点から判断すると述べました。

そして、A商標は原告創業者の開店した中華料理店の店名に由来するが、その後、原告のチエーン展開により220店舗余りもの多数の店舗で基本的な看板等に使用されているなど、A商標は多くの店舗で基本的な看板等として使用されてきたこと、原告

以上から、結論においてA商標と表示することは十分に可能というべきであるとしました。そして、以上から、結論においてA商標と引用各商標とは商品の出所に誤認混同を生じる恐れがあるとは認められず、互いに類似する商標ということはできないから、商標法4条1項11号にいう類否判断を誤った違法があり、この違法

王将」と結びついて使用されたり、これは、被告が既存の大手メークーとの差別化を図つたものであつて、積極的に大阪王将という中華料理店での実績・評価と結びつけようとしたものである。また、被告は引用商標3を使用していない、などとしました。その後で、昭和61年の大阪地裁で原告と被告は「大阪王将」との和解以来、原告と被告とが中華料理店を営む際、原告は「餃子の王将」と、被告は「大阪王将」と表示することとされていました。

以上から、本判決は、共通の指定商品である餃子に関して、その取引者・需要者には、A商標は高い識別力を有し、その外観により原告の商品であることを想起させるものとして、引用商法と識別することは十分に可能というべきであるとしました。そして、以上から、結論においてA商標と引用各商標とは商品の出所に誤認混同を生じる恐れがあるとは認められず、互いに類似する商標法4条1項11号にいう類否判断を誤った違法があり、この違法

は審決の結論に影響を及ぼすものとして、A商標の登録を無効とする審決を取り消しました(つまりA商標の登録は有効)。

(2) B商標

まず、外観、称呼、観念の点に関する判断は以下の通りです。

- ① 外観上、B商標と引用各商標とは区別しうるが、B商標は文字や配列、配色等に特段の特徴はなく、外観上の差異はそれほど顕著とはいえない。

- ② 称呼については、「元祖」の部分にそれほどの識別力はなく、また、「餃子」の部分自体にも各別の自他識別力はないとして、B商標には「ガソギヨウザノオウショウ」「ギョウザノオウショウ」との称呼が生じる場合もあるとし、一方引用商標は「王将」であるから、B商標と引用各商標とは構成音数及び語調語感においてそれほどの差異があると認ることはできない。

- ③ 観念について、「元祖餃子の王将」から原告の店舗である「餃子の王将」を観念するとしている飛躍があり、「元祖」「餃子」の部識別力がないため、「王将」の部

分から将棋の王将を観念し、引用各商標は将棋の王将を観念しているので、B商標と引用各商標とは観念においてほぼ同一である。

そして、取引の実情を踏まえた検討については、原告がB商標を実際に使用しているとの証拠をなくして、また、原告の使用する「餃子の王将」と「元祖」とを組み合わせるなどした表示も使用していないことから、商品の出所に誤認混同をきたすおそれがないとはいえないというべきであるとし、また、原告が「餃子の王将」についてはこれを標章として使用しており、著名である旨を主張したことについても、「元祖餃子の王将」として標章を使用していることは認められず、また「元祖餃子の王将」の文字から「餃子の王将」の部分だけが取り出され認識されるほどに著名であるとまでは認めることはできないとした。

そして、結論として、B商標と引用各商標とは、観念をほぼ同じにして、証拠及び外観上の差異も顕著とはいえないものであるから、同一または類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標が外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその商品の取引の実情を明らかにしうる限り、その具体的な状況に基づいて判断すべきである。また、商標の外観、観念、または称呼の類似は、その商標を使用した商品につき出所の誤認混同の恐れを推測させる一応の基準にすぎず、従つて、上記三点のうちその一において類似の審決には商標法4条1項11号の類否判断を誤った違法があり、この誤りは審決の結論に影響を及ぼすものというべきであるとして、請求不成立の審決を取り消しました(つまりB商標の登録は無効)。

商標類否の判断

最高裁判決の形式基準と実質基準 商品の出所の誤認混同

- (1) 商標の類否判断に関しては、本判決も引用する以下のような著名的な最高裁判決(最判昭和43年2月27日)があります。

すなわち、「商標の類否は、対比される両商標が同一または類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによつて決すべきであるが、それには、

そのような商品に使用された商標が外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその商品の取引の実情を明らかにしうる限り、その具体的な状況に基づいて判断すべきである。また、商標の外観、観念、または称呼の類似は、その商標を使用した商品につき出所の誤認混同の恐れを推測させる一応の基準にすぎず、従つて、上記三点のうちその一において類似の審決には商標法4条1項11号の類否判断を誤った違法があり、この誤りは審決の結論に影響を及ぼすものというべきであるとして、請求不成立の審決を取り消しました(つまりB商標の登録は無効)。

(2) この最高裁判決は、その後の商標の類否の判断基準の基礎となつたわけですが、この点、ややもす

るとその前半の形式的判断基準の部分、つまり「外観」「観念」「称呼」という部分のみが一人歩きをしている感も否めません。特に、商標出願(あるいはその前提となる類似商標の調査)時点でのいわゆる静的判断の場面においては、取引の実情を明らかにすること是不可能な著しく困難な場合も多いため、いきおいこの形式基準に頼りがちです。

しかし、その後の実際の商標の使用を経た無効審判・審決取消等のいわゆる動的判断の場面においては、実質基準である取引の実情を無視して商標の類否判断することはできないのです。とりわけ最近の裁判例は、この取引の実情をできる限り綿密に事実認定して、より実質的判断をすることが可能だとしています。ただし、その後は、実質基準による動的判断の場面においては、実質基準である取引の実情を無視して商標の類否判断することはできないのです。とりわけ最近の裁判例は、この取引の実情をできる限り綿密に事実認定して、より実質的判断をすることが可能だとしています。

実務的には、取引の実情を明らかにして商品の出所の誤認混同を

きたすおそれがあるか否かという観点からの判断が極めて重視されるということですので、単に「外観」「観念」「称呼」といった観点のみならず、重要な商標については、重点的な商品、サービスには常に使い続けていくこと、また、そのような商標の使用経過及び商品、サービスの売上、店舗数、社会的な評価等を客観的に証明することができる(証拠化できるようにしておくこと)が今後はよりいつそう重要なことになるのです。

最後に、この様な商標を中心としたブランドの構築や、現実の類否判断、あるいは無効審判、審決取消等のご相談等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

実務上の対応

商標類否の判断

最高裁判決の形式基準と実質基準 商品の出所の誤認混同

さて、皆さんには本判決についてどのように思われますか。

原告の有するA商標とB商標との類否の判断基準の基礎となつたわけですが、この点、ややもす

るとその前半の形式的判断基準の部分、つまり「外観」「観念」「称呼」という部分のみが一人歩きをして

いる感も否めません。特に、商標出願(あるいはその前提となる類似商標の調査)時点でのいわゆる静的判断の場面においては、取引の実情を明らかにすること是不可能な著しく困難な場合も多いため、いきおいこの形式基準に頼りがちです。

しかし、その後の実際の商標の使用を経た無効審判・審決取消等のいわゆる動的判断の場面においては、実質基準である取引の実情を無視して商標の類否判断することはできないのです。とりわけ最近の裁判例は、この取引の実情をできる限り綿密に事実認定して、より実質的判断をすることが可能だとしています。ただし、その後は、実質基準による動的判断の場面においては、実質基準である取引の実情を無視して商標の類否判断することはできないのです。とりわけ最近の裁判例は、この取引の実情をできる限り綿密に事実認定して、より実質的判断をすることが可能だとしています。

実務的には、取引の実情を明ら

かにして商品の出所の誤認混同をきたすおそれがあるか否かという観点からの判断が極めて重視されるということですので、単に「外観」「観念」「称呼」といった観点のみならず、重要な商標については、重点的な商品、サービスには常に使い続けていくこと、また、そのような商標の使用経過及び商品、サービスの売上、店舗数、社会的な評価等を客観的に証明することができる(証拠化できるようにしておくこと)が今後はよりいつそう重要なことになるのです。

最後に、この様な商標を中心としたブランドの構築や、現実の類否判断、あるいは無効審判、審決取消等のご相談等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

労働契約法、改正パート法が施行

等々多数の関連法律が制定されました。
労働契約法やパート労働法の制定・改正もこの流れの一つです。

労使トラブル回避のために



弁護士 増田広充

今春、労働契約法とパート労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)の改正法(以下「改正パート法」といいます)が施行されました。いずれも労働者の地位向上を目的とする法律です。

ワーキングプア、ネットカフェ難民等、深刻化している現代的貧富の格差問題に対する法整備の一環といえます。また間接的には、我が国の将来を脅かしつつある少子化問題に対する国の危機感を反映したものもあります。

近時、残業代や解雇、労災等をめぐる労働問題が重大なトラブルに発展する事案が増えており、経営者側が労働法についての認識を誤っていたために生じたケースも散見されます。労使間トラブルを未然に防ぐためには、労働法に関する基礎知識をもつことが有益と言えましょう。そこで、本稿では労働契約法と改正パート法が成立した背景事情や内容等につき、簡単にご説明させて頂くことにします。

労使関係と基準法

労使関係は、基本的には雇用者(経営者)と被用者(労働者)の個別の契約関係で成り立っています。

売買、賃貸、委任などの一般的な契約関係では、契約内容は契約当事者間の協議により自由に決められるのが原則です。しかし労働契約においては、一般的に経営者側の立場が強いため、契約内容を当事者の自由に委ねると、労働者に一方的に不利な契約内容になってしまします。

労働法として総称される法律群は、このような労働者に一方的に不利益な待遇を強行的に是正する目的で、戦後まもなく制定されました。労働法群のひとつである労働基準法では最低限の労働条件が規律され、男女同一賃金、強制労働の禁止、中間搾取の排除等が明言される等、労働関係の近代化が図られています。

労働契約法もパート労働法も、この労働基準法が土台となっている法律です。

労働基準法は制定後も時代の変化に応じて、時代にあつた改正が行われています。さらに社会の複雑化に伴い、別途男女雇用機会均等法、労働者派遣法、育児休業法、時短促進法

(1)意義

労働契約法は、文字通り労働契約を規律する法律であり、従前、判例解釈に委ねていた労使間の契約法理を成文化したものといえます。労使トラブルを巡る裁判は非常に多数あり、判決が積み重ねられた結果、判例法理が確立しました。そして労使紛争は、判例法理を道標として解決が図られてきたのです。

この判例法理を労働契約法として成文化することによって、「労使関係は契約関係であり、労使の立場は対等である」という基本理念を広く周知し、社会に浸透を図ろうという國の狙いがうがわれます。

過去の労使紛争では、経営側に「経営者は絶対的な権力者、労働者はその従属者」という考え方があつたため、事態を悪化させたというケースが見受けられました。労働契約法の制定は、そのような前近代的ともいえる発想の一掃を目的としたものといえます。

(2)合意と対等

労働契約法は19条しかない短い法律ですが、その中に労働契約に関する原則、就業規則と労働契約の関係、解雇権濫用法理等の重要なルールが規定されています。

1条には、労働契約が「自主的な交渉」で、労使の「合意により成立」するものであること、法の目的が「労働者の保護を図ること」にあることが明記されています。3条には労

労働契約法

労働契約法では、7条及び9条乃至13条の6条項に就業規則と労働契約との関係を規定しています。労使関係における就業規則の重要性を端的に示すものといえるでしょう。

7条には、就業規則は、内容が合理的で労働者に周知されていれば、その規則でさだめられた労働条件を労働契約と同視することができます。労使双方が労働条件を労働契約法の理念に矛盾するように見えます。経営者が一方的に決めることができる就業規則を、労働者の合意を要することなく労働条件とすることができます。この規定だからです。

しかし逆にみれば、就業規則は合理性と周知性がなければ無効化されうるというルールであります。

このうち特に問題となるのは合理性の有無です。しかし残念ながら、合理性の判断基準は条文に定められておらず、ケースバイケースで判断せざるをえません。

就業規則の合理性は、主に就業規則の不利益変更の有効性を争う裁判において、判例法理が蓄積されてきました。比較的最近の判例として有名な「みちのく銀行事件」(最高裁平成12年9月7日)の判示の一部を抜粋して紹介します。

「当該規則条項が合理的なものであるとは、当該就業規則の作成又は変更が、その必要性及び内容の両面からみて、それによつて労働者が被ることになる不利益の程度を考慮しても、なお当該労使関係における当該条項の法的規範性を是認することができる

だけの合理性を有するものであることをいい」(中略)「合理性の有無は、具体的には、就業規則の変更によって労働者が被る不利益の程度、使用者側の変更の必要性の内容、程度、変更後の就業規則の内容自体の相当性、代償措置その他関連する他の労働条件の改善の状況、労働組合等との交渉の経緯、他の労働組合又は他の従業員の対応、同種事項に関する我が国社会における一般的な状況等を総合考慮して判断すべきである」

この判断を見て頂ければ判りますが、合理性の有無は種々の角度から、事案に応じ、個別具体的に検討されることになります。

就業規則については、この他にも注意すべき論点が幾つもありますが、本稿では詳細は割愛させて頂きます。

(4)期間労働者の解雇等

出向(14条)、懲戒(15条)、解雇(16条)に関する規定のほか、17条には短期の有期雇用契約の解約を制限する規定が置かれました。期間工といえども、原則として契約期間中は解雇できません。この条項はあえて非正規労働者の保護を強調するために置かれたものと言えるでしょう。

改正パート法

(1)改正理由

パート労働法は平成5年に制定されました。パート労働者は企業活動に不可欠の存在となり、パート等の非正規労働者の割合は全雇用者の3分の1とも言われています。

しかしパート労働者の実情は深刻です。現状では好んでパートをしている人は少数で、リストラや新規採用縮小により正社員になれ

ず、やむなくパートをするというケースが多數とみられます。

他方、パート労働の仕事内容は、従前の単純・補助的な作業から、恒常的・機関的役割を果たす業務など広がり始め、質的な高度化が進んでいます。しかし、かに高度な業務をしても、給与は正社員より低い傾向があり、仕事内容と給与との間にアンバランスが生じ、これが格差社会の原因の一因となっています。

さらに少子化対策として安心して出産、育儿ができる労働環境整備が国の喫緊の課題であるところ、パート労働者層は子育て層と重なる部分が大きいといえます。

これらの事情が重なり、パート労働者の適正な労働条件確保、雇用管理の改善を図るべく、今回の改正に至ったものといえます。

(2)条件明示の義務

経営者はパート労働者を雇用するに際し、労働基準法で義務付けられている事項(仕事の内容、契約期間、休日等々)に加え、特にトラブルが起きやすい退職手当、賞与、昇給の有無について、文書の交付により明示することを義務化しています(6条)。「有無」の明示でよいのですが、昇給や賞与、退職金の支給の有無が経営業績や勤続年数等の条件により決まることになっている場合は、その旨も明示する必要があります。

また、パート労働者から待遇について説明を求められた場合、経営者側は待遇の決定に際して考慮した事項のうち法定事項について説明することが義務づけられました(13条)。

(4)正社員への転換

このほか、教育訓練、福利厚生においてもそれぞれのカテゴリに応じ、経営者側に均衡化の努力が求められます。

パート労働者を正社員化することについて、改正前のパート労働法では指針上の努力義務でしたが、これが措置義務として立法化されました。

パート労働者と正社員との待遇の均衡について、改正前のパート労働法でも努力義務が規定されていました。しかし、有効な基準を提供したものではありませんでした。

改正パート法ではより効果的な改善を図るべく、パート労働を4つのカテゴリに分類し、カテゴリに応じた基準を提供しています。

まず、パート労働者について、①職務の内容、②人材活用の仕組みや運用等、③契約期間の3要件について、正社員と比較し、その異常に応じカテゴリ分類がなされます。

①～③すべてが正社員と同じ場合は、「通常の労働者と同視すべきパート労働者」として、その待遇を差別的に取り扱うことが禁止されます。

上記①、②が同じ場合は、たとえば賃金にかかる、全ての待遇について、正社員との差別的取扱が禁止されることを意味します。

上記①、②が同じ場合は、たとえば賃金について、正社員と同一であると判断された一定期間についての決定方法を正社員と同一の方法により決定するように努力する必要があります(9条2項)。①のみが同じ場合は、正社員との均衡を図りつつ職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案して賃金を決めることがあります。

(5)紛争解決の援助

改正前のパート労働法でも、苦情、紛争の自主的解決を図るよう努められてきましたが、改正法では新たな仕組みを用意し、紛争の迅速、柔軟な解決の実効を図りました。まず当該事業所の労使双方の代表者で構成する苦情処理機関を設け、自主的解決を図り(19条)、次に労働局長が労使の一方若しくは双方から解決につき援助を求められたら、具体的な解決策を提示し、自発的受け入れを促します(21条)。労働局長の勧告等によつても紛争が解決しない場合、一方からの申し出により都道府県労働局内に紛争調停委員会を設置し、解決案を提示します(22条)。これでも解決しなければ裁判となるでしょう。

労働契約法、改正パート法のいずれも、解説すべき点は上記の他にも多々ございますが、紙幅の都合で割愛いたしました。ご質問等ございましたら、お気軽に私または当事務所の弁護士まで御連絡くださいますようにお願い申し上げます。

経営者側は、次の①～③のうちのどれか1つを採用しなければなりません(12条)。

①社外から正社員の募集をする場合、当該募集内容を社内のパート労働者にも周知する。

②正社員のポストを社内から公募する場合、既に雇用しているパート労働者で、そのポストを希望する者に対して、その希望を申し出る機会を提供する。

③一定の資格を有するパート労働者を対象として、正社員への転換試験制度を設けたり、その他正社員への転換を推進するための措置を講じる。

中国労働 契約法について

～北京・清華大学
シンポジウム報告～



弁護士 三好吉安

(関西大学法科大学院
「中国ビジネス法講義」講師)

日系企業にも影響

北京駅に降り立つと、視界は白く濁り、いきなり喉がかゆくなる感覚を覚えました。オリ

ンピックを前に、再開発ラッシュはピークを迎え、粉塵のためか、北京の空気は一段と悪くなっています。

一方、以前は、駅構内の照明が暗くて気分が減入った北京の地下鉄も、照明がすっかり明るくなり、また、最新の検札機も導入されました。供用が始まればばかりの首都空港第3ターミナルは、とにかく天井が高い超近代的なデザインで、世界から訪れる観衆の受け入れ態勢はほぼ整ったように見えました。

6月初旬、私は、昨年に引き続き、アジア法研究会のメンバー（団長、清河雅孝京産大教授）と共に北京・清華大学でのシンポジウムに参加させていただきました。清華大学は、北京大学と共に、その構内が、オリンピックにおけるマラソンコースの一部にも組み入れられている名門大学です。シンポジウムは「労働法」「消費者保護」「製造物責任」「M&A」について、日本側・中国側の参加者が共に自国の法律を紹介した後互いに疑問をぶつけ合い、相互理解を深めるというものでした。

私は、本年3月に施行されたばかりの日本

の労働契約法を説明してきました。他方、中国の労働契約法については、黄新華・清華大学准教授が発表されました。

約終了時に、契約終了を選択しなければならない。

② 3回目の契約を締結するのであれば、期間の定めのない契約になるだけで、2回目の契約終了時に、契約終了を選択することはできる。

黄准教授も、①説が正しいとの見解を披露されました。日系企業としても、既に、期間の定めを長期にするなど対応を採つたところも多いのですが、労働契約法については、新幹線の名前のことく「和諧社会（調和のとれた社会）」を標榜し、「見労働者の地位を強いものにようとしているものの、結局、より労働者の地位が不安定になっているとの批判もあります。

この点、日本も、有期労働者の地位を安定させが必要性は認識しているのですが、労働契約法17条2項は、期間の定めのある労働契約について、「必要以上に短い期間を定めることのないよう配慮しなければならない」との内容にとどめています。

書面で契約締結

日本でも労働契約の一部（賃金、残業の有無など）については書面で条件を明示しなければなりませんが（労働基準法15条、労働基準法施行規則5条2項、3項）、中国では、日本以上に、書面で定めなければならない項目が増え、労働条件の大半を網羅しなければいけなくなりました（中国労働契約法17条）。中国でも、日本同様、労働契約締結時に書面を作成しないことが多かつたため、労働者の地位安定のために定められたのです。

労働契約の書面化は日本より厳格で、雇用の日から1か月を超える未満の間に書面を



空は濁っていた

車窓が、長らく続いた田園風景から一変し、窓ガラスが入っていない建築途上の高層ビル群になりました。

瀋陽から4時間。

中国東北部を走り始めてまもない新幹線「和諧号」が、ようやく、北京駅に滑り込みました。

作成しないと、毎月2倍の賃金を支払わなければなりませんし、さらに1年を経過しても書面を作成しない場合、期間の定めのない労働契約を締結しているものとみなされますので注意が必要です（中国労働契約法14条3項、82条1項）。

1年を超えた場合にも引き続き2倍の賃金を支払う必要があるのか否かについては、条文からは不明確ですが、黄准教授は必要であるとの見解を示されました。

さらに中国労働契約法4条2項で、就業規則（中国語では「労働規章」といいます。）について、使用者は、労働者の密接な利益に直接関わる内容を制定・変更する場合、労働組合又は従業員代表と協議して確定しなければならないと規定しました。この点、黄准教授は、やはり従業員側との合意がなければ就業規則を変更できないとの見解でした。

労働者側の意見を聴取する義務はあるものの、労働者側との合意までは要しない日本の、労働者側との合意までは要しない日本における就業規則の制定・変更とは全く異なります。

このように中国の労働契約法は、労働者の保護が徹底し、日本より、使用者にとって厳格ともいえます。他方、日本の労働契約法は、まいな規定が大半で、今まで同様、行為規範としての使い勝手が悪い分野も多いといえます。

中国の労働契約法は、日本の労働契約法に比べ、明確な規律が多いといえます。

日本に研修に行かせる場合、一定の「服務期間」を設け、その服務期間中に従業員が自己都合で退職した場合には、一定の「違約金」を支払わなければならぬとの規定を設けることも可能です（労働契約法22条2項）。ただし、その違約金の額は使用者が実際に負担した研修費用より低くなればなりません。研修費用の返還を受けた場合には、割合については、支払わせることができません。損害賠償の予定・違約金の一時禁止（労働基準法16条）から、研修後すぐに労働者が退職した場合に、研修費用の返還を受けたための方法に苦心せざるをえない日本よりも、合理的といえます。

また、「跳槽（ティアオツアオ）」と称される転職の多い中国においては、企業が、労働者に退職後の守秘義務や競業避止義務を課す必要性が高いと言えるのですが、これも法律上、合理的な範囲で肯定されています。

どんな従業員に対しても、退職時の競業避止義務を課すことができるわけではなく、高級管理者など、秘密保持義務を負っている従業員に限られます。また、競業禁止の期間は退職後2年に限られており、その間、使用者は、月ごとに経済補償を提供しなければなりません（労働契約法24条）。

研修費用と競業避止

1年間みっちり修行します

法テラス常勤弁護士
佐藤朋子



法テラス（日本司法支援センター）をご存じでしょうか。私は、法テラスの常勤弁護士として、その養成期間1年間を当事務所で勤務することとなっています。

といっても、法テラス自体の知名度がまだ低く、聞くところによると、先日行われたアンケートでは市民の約8割の方が、「知らない」と回答されたとのことです。法テラスがなかなか周知されていない中、その「常勤弁護士」といわれても何のことやら…ということになろうかと思いませんので、この場をお借りして簡単に説明させて頂きます。

法テラスは、総合法律支援法に基づいて、平成18年4月に設立された組織です。東京に本部がありますが、各地方裁判所所在地をはじめとする各地に、地方事務所・地域事務所が多数設置されています。その職務内容は広範にわたりますが、主たることは、民事法律扶助・国選弁護人確保に関する業務、犯罪被害者支援、司法過疎対策、情報提供業務などです。大阪にも、大阪弁護士会館地下1階に「法テラス大阪」があり、上記の

職務を行っています。

法テラス常勤弁護士は、このような法テラスの職務の一端を担う存在として位置づけられています。常勤弁護士は、その名のとおり法テラス事務所に「常」に「勤」務する「弁護士」で、司法過疎解消などの見地から、全国津々浦々の、司法サービスが必要とされている地域に配属されます。その主な業務は、法律サービスを必要としているけれども弁護士費用を負担する資力のない方々を対象とする民事法律扶助事件や、刑事案件の被疑者・被告人で私選弁護人を依頼する資力がない人を対象とする国選弁護事件などです。こうした事件では、依頼者本人の弁護士費用負担が軽減されるように、制度的にも配慮がされています。

私も、1年間の養成期間を当事務所で過ごした後は、いずれかの法テラス事務所に配属されることが予定されています。

一般的に、法テラス常勤弁護士に縁があるという方は、通常は、法的トラブルを抱えてかつ金銭的にも厳しい状況に置かれているという、なかなか有り難くない立場にある方と言えるかもしれません。そのような厳しい状況の中で、光明になれるよう、各地の常勤弁護士は研鑽に励み、また仕事をしています。

法テラス常勤弁護士は、今後、人数も増えていきます。これを機会に、少しでも「法テラス」や「常勤弁護士」を知る人が増え、必要な人にお役に立てるきっかけとなれば、幸いです。

ハンバーガーチェーン店長に 残業代等の支払いを命じた事例

(賃金等請求事件、東京地裁平成17年(ワ)26903号、
平成20年1月28日民事19部判決)



弁護士 松尾友寛

◆事案の概要

被告日本マクドナルド株式会社(以下「マクドナルド社」といいます)は、ハンバーガーの販売等を業とし、多数の直営店を展開している株式会社で、原告は、その従業員であり、マクドナルド社の直営店の店長を務めています。

マクドナルド社の営業ラインは、下位から順に①マネージャートレーニー、②セカンドアシスタントマネージャー、③ファーストアシスタントマネージャー、④店長、⑤オペレーションコンサルタント、⑥オペレーションマネージャー、⑦営業部長、⑧営業推進本部長からなり、店長以下の従業員が直営店での飲食物の製造販売の業務に従事しています。Yの就業規則では、店長以上の職位の従業員を労働基準法41条2号の管理監督者と扱っているため、店長に対しては、法定労働時間を超える労働についても割増賃金は支払われていません。

本件は、原告が、マクドナルド社に対し、過去2年分の割増賃金の支払いを求めるなどした事案であり、主たる争点は、店長であるXが管理監督者に該当するか否かでした。

◆判決要旨

判決は、マクドナルド社の店長は管理監督者に該当しないと判断し、マクドナルド社に対し、原告に2年分の時間外及び休日割増賃金の合計額503万4985円と、ペナルティとしての付加金251万7493円の合計755万2478円を支払うように命じました。

◆解説

「名ばかり管理職」

- (1) 最近、マスコミに取り上げられることが増えてきた社会問題として、「名ばかり管理職」の問題があります。肩書きは「店長」などの管理職とされているものの、実際には十分な権限や相応の待遇を与えられていない従業員を、名目上は労働基準法(以下「労基法」といいます)41条2号の管理監督者として扱い、残業代等の割増賃金を支払わない問題のことをいいます。
- (2) 裁判では本件以前にも、カラオケ店の店長やファミリーレストランの店長、株式会社の係長等が労基法41条2号の管理監督者にはあたらないと判断された事案がありました。

しかし、本件は著名で身近な企業で発生し、世間の耳目を集めたことから、「名ばかり管理職」問題がマスコミで大きく取り上げられて社会問題となるきっかけとなった事件といえます。

「管理監督者」について

- (1) マクドナルド社では、直営店の店長は、同社の就業規則上、労基法41条2号で規定された「事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者」、すなわち、管理監督者として扱われています。
- (2) 労基法上、使用者は労働者に対し、原則として1週40時間及び1日8時間を超えて労働させてはならず(労基法32条)、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を与えなければなりません(同法34条1項)、毎週少なくとも1回の休日を与えることになっています(同法35条1項)。この枠を超えて労働させる場合には、同法所定の

割増賃金を支払うことが法律で義務づけられています。

- (3) しかし、管理監督者については、労基法の労働時間等に関する規定は適用されません(同法41条2号)。この点、本判決は、管理監督者は、企業経営上の必要から経営者と一体的な立場において、同法所定の労働時間等の枠を超えて事業活動することを要請されてもやむを得ないものといえるような重要な職務と権限を付与され、また、賃金等の待遇やその勤務態様において、他の一般の労働者に比べて優遇措置が取られているので、労働時間等に関する規定の適用を除外されても、上記の基本原則に反するような事態が避けられ、当該労働者の保護に欠けるところがないからであると解しています。

そして本判決は、本件原告が管理監督者に当たるといえるためには、店長という肩書きだけでなく、実質的に同法の趣旨を充足するような立場にあると認められるものでなければならず、具体的には、①職務内容、権限及び責任に照らし、労務管理を含め、企業全体の事業経営に関する重要事項にどのように関与しているか、②その勤務態度が労働時間等に対する規制になじまないものであるか否か、③給与(基本給、役付手当等)及び一時金において、管理監督者にふさわしい待遇がされているか否かなどの諸点から判断すべきであるとしました。

本件での判断

本判決は、以下の3つの事項を検討して、マクドナルド社の直営店の店長が、その職務の内容、権限、責任及び待遇の観点からみて管理監督者にあたらないとし、時間外労働や休日労働に対する割増賃金が支払われるべきとしました。

(1) 店長の権限等について

店長は、店舗の責任者として、アルバイト従業員の採用やその育成、従業員の勤務シフトの決定、販売促進活動の企画、実施等に関する権限を行使し、マクドナルド社の営業方針や営業戦略に即した店舗運営を遂行すべき立場にあるから、店舗運営において重要な職責を負っていることは明らかではあるものの、店長の職務、権限は店舗内の事項に限られるのであって、企業経営上の必要から、経営者との一体的な立場において、労基法の労働時間等の枠を超えて事業活動をすることを要請されてもやむを得ないものといえるような重要な職務と権限を付与されているとは認められないとした。

(2) 店長の勤務態様について

店長は、自らのスケジュールを決定する権限を有し、早退や遅刻に関して、上司であるオペレーションコンサルタントの許可を得る必要はないなど、形式的には労働時間に裁量があるといえるものの、実際には、店長として固有の業務を遂行するだけで相応の時間を要するうえ(月150時間程度)、店舗の各営業時間帯は必ずシフトマネージャーを置かなければならないというマクドナルド社の勤務態勢上の必要性から、自らシフトマネージャーとして勤務することなどにより、法定労働時間を超える長時間の時間外労働を余儀なくされるのであるから、かかる勤務実態からすると、労働時間に関する自由裁量性があったとは認められない。

(3) 店長に対する処遇について

店長は、その評価毎に年額賃金(インセンティブを除く)が定められているところ、S評価の店長の年額賃金は779万2000円、A評価の店長の年額賃金は696万2000円、B評価の店長の年額賃金は635万2000円、C評価の店長の年額賃金は579万2000円である。しかし、店長より下位の役職であるファーストアシスタントマネージャーの平均年収は590万5057円であるところ、これは店長全体の10%を占めるC評価の店長より高額である。また、店長全体の40%を占めるB評価の店長の年額賃金はファーストアシスタントマネージャーの平均年収を上回っているが、その差額は年額で44万6943円に過ぎない。また、店長の労働時間につき、週40時間を超える労働時間は、月平均39.28時間であり、ファーストアシスタントマネージャーの月平均38.65時間を超えていていることから、店長の賃金は、労基法上の労働時間等の規定の適用を排除される管理監督者に対する待遇としては、十分ではない。

マクドナルド社では、賃金につき、インセンティブプランが設けられているが、これは全ての店長に支給されるものではなく、また、他の従業員にも適用があるものであるから、店長を管理監督者として扱い、労基法上の労働時間等の規定の適用を排除していることの代償措置として重視することはできない。

社会的影響

(1) マクドナルド社は、本判決後、全国の直営店の店長など約2

千人を管理職から外した上で、残業代を支払うとの方針を発表しました。但し遡っての適用をするというものではなく、新たな指針として行うというものです。

本件事件の提訴と歩調を合わせるように、自らが「名ばかり管理職」であるとして、会社に対し、残業代の支払等を求める労働審判や訴訟が相次いでいます。

①紳士服のコナ力の元店長が、店長に残業代が支払われないのは不当として労働審判を申し立て、同社が元店長に解決金を支払った件、②「洋服の青山」を展開する青山商事に対し、店長が未払残業代の支払いを求めて提訴している件、③管理職の医師が「名ばかり管理職」であるとして、滋賀県の病院が大津労働基準監督署から是正勧告を受けた件など、枚挙に暇がありません。このような事態を受けて、厚生労働省は、「名ばかり管理職」の問題につき、全国の労働局に、企業に対して適切な監督指導を行うよう一斉通達をしました。

(2) 「名ばかり管理職」は、人件費の抑制という企業にとって重要な問題の対応策として登場したものと考えられますが、コンプライアンスの観点からは、人件費を抑制するにあたっても、当然のことながら、労基法を遵守して行われる必要があります。

「名ばかり管理職」で訴訟となっている事案では、原告が20歳代の場合も多く、極端な例では、新卒入社後9ヶ月ほどで管理職扱いにされたという原告もいます。このような若年層の「名ばかり管理職」は、残業代を支払わないための経営側の口実と解釈するほかありません。このような極端な脱法行為はともかく、「名ばかり管理職」問題では、本件事案のように経営側が相応の合理的理由を主張しても、裁判所が認めないというケースが多いように思われます。

(3) ただ、「名ばかり管理職」問題は、未払い残業代の支払請求という形で表面化することが大半ですが、この問題は単に残業代を支払えば解決するというものではありません。問題の背景事情の一つには、我が国に蔓延する恒常的な長時間労働があると指摘できるからです。

「名ばかり管理職」は、一般従業員に管理職の肩書きを付与することで労基法上の労働時間の制約を取り払い、当該従業員を長時間稼働させるための方便として考え出されたものといえます。そうしますと、「名ばかり管理職」の地位を通常の従業員に転化させ、残業に応じた時間外賃金を支払うようにしたとしても、長時間労働の実態に変化がなければ、労働者の健康被害という別の問題を引き起こすことになりかねません。これも一種のワーキングプア問題といえ、国レベルの課題となっています。

近時、労災認定等において、労働者が過重労働により「うつ病」等の精神疾患に罹患し、最悪の場合、自殺に至るという事件が目立ちます。「名ばかり管理職」の労働者は、このような健康被害の予備軍ともいえます。

経営側は、残業代の支払に止まらず、労働者の生命・身体の保護という観点から抜本的な解決を迫られているといってよいでしょう。

息切れや痰は肺の危険信号です。これが多くなるのは主に慢性気管支炎と肺気腫で、この2つをまとめて慢性閉塞性肺疾患(COPD)といいます。

罹患の有無の検査として最も早いのは、肺活量の測定です。数値が年齢に比べて極端に少ない場合はCOPDが疑われます。

危険度チェックとして、①45歳以上である、②喫煙歴10年以上である(喫煙指数=喫煙年数×1日の喫煙本数が400超は危険)、③風邪でもないのに痰が出る、④喘息症状が出るの4点について自己診断してみて下さい。

COPDは20歳代から徐々に進行し、30歳代で風邪が長引く、40歳代で風邪を引くと咳や痰が多く出る、50歳代から息切れ症状が多くなるという傾向が

あります。息切れの程度として、I激しい運動が出来る、II早歩き、階段、坂道で息切れする、III同世代の人より歩行が遅い、IV平地を歩いても息切れする、V会話や着替え等日常生活でも息切れをするのうち、Iは問題ありませんが、IIは要注意、III～Vは要治療です。

COPDの治療としては、絶対に禁煙が必要です。喫煙者の1/5～1/3がCOPDに罹患しています。禁煙に加え薬物治療をしますが、症状が改善しないと在宅酸素療法を行います。家では酸素濃縮器、外出時が吸入用携帯型酸素ボンベを使います、COPD官JHA肺の感染予防も重要であり、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンを接種しなければなりません。

編集後記

少子化問題と現代的な貧富の格差問題が連動し、労働法分野で改正等の動きが活発です。小誌で紹介したパート労働法改正や店長に対する残業代支払いを命じた判決の他、日雇い派遣の禁止化を与野党の有力議員が共同提唱するなど、労使関係を巡る国や司法の考え方にも変化が生じています。少子化は、経済的にみると、企業の生産力を支える労働力及び市場を支える消費者の減少を意味し、国力の低下は避けられません。少子化問題が国家的課題となる由縁です。少子化のもとで国力を維持する一方策としては、移民労働の受け入れ拡大や生産拠点のさらなる海外移転という国内外のグローバル化が考えられます。ただ前者は保守層や治安当局に反対論が根強く、後者は国内産業の空洞化を招く危険をはらんでおり、国民的合意が成立するかどうかは微妙です。いずれにせよ少子化と格差の悪化を食い止めるべく、よりよい労働環境を作出することが急務となっているようです。

弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号
梅田プラザビル4階
TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074
e-mail : office@umegae.gr.jp

平山 芳明	yoshiaki@umegae.gr.jp
山田 康男	t-yamada@umegae.gr.jp
中世古裕之	nakaseko@umegae.gr.jp
二宮 誠行	ninomiya@umegae.gr.jp
中村 和洋	nakamura@umegae.gr.jp
西村 勇作	nisimura@umegae.gr.jp
増田 広充	masuda@umegae.gr.jp
西原 和彦	nisihara@umegae.gr.jp
三好 吉安	miyoshi@umegae.gr.jp
大森 剛	omori@umegae.gr.jp
河合 順子	kawai@umegae.gr.jp
小津 充人	ozu@umegae.gr.jp
梁 栄文	ryo@umegae.gr.jp
松尾 友寛	matsuo@umegae.gr.jp

◆顧問先様用Eメール相談
consul@umegae.gr.jp